

平成23年11月8日  
高速電力線搬送通信作業班事務局

ITU-R SM.1879 Annex1 無線保護基準の扱いについて

- ITU-R SM.1879 は勧告である。  
「勧告には拘束力はありませんが、可能な限り勧告に従うことが求められます。」（総務省HP）
  
- 「ITU-R における一般的な勧告と無線通信規則に規定される勧告では、扱いが異なる。一般的な勧告は、各国を縛るものではない。各国を縛る条約レベルのものは無線通信規則であり、WRC という会議で国の代表が集まって、レギュレーション化するかどうかを審議し規定するものである。実際、無線通信規則に規定されている勧告というのは膨大な勧告の中のほんの一部である。」（PLC小委員会第5回における総務省発言）
  
- ITU-R SM.1879 本文には、  
「 recommends  
（中略）  
2 that the information contained in this Recommendation may be taken into account as guidance by administration when considering their own national rules and regulations regarding the use of PLT below 30 MHz.」  
とある。

○以上より、本文にもあるとおり、

Annex1 の無線保護基準、Annex2 の各国規制共にこの勧告に含まれる情報であり、ルールや法令を検討する際にガイダンスとして考慮すればよいと考えます。